



除雪作業にご協力ください



除雪出動基準

市内各所で観測し、降雪量が下表の基準を超える場合に除雪車が出動します。

区分	出動基準
道路除雪	<ul style="list-style-type: none"> ▶路面降雪深が概ね新雪 10cm（3月は概ね新雪 15cm）になり、引き続き降雪が予想されるとき ▶吹き溜まりが発生し、交通に支障がでると予想されるとき
歩道除雪	<ul style="list-style-type: none"> ▶降雪で歩行に支障が予想されるとき ▶車道除雪との関連で、必要と判断されるとき

早朝の除雪のほか、降雪状況によって日中除雪を行い、路面に圧雪が残らないように努めます。道路幅の拡幅作業も行い、安全確保に取り組みます。



雪捨て場のご案内

利用時間を厳守し、雪以外のもの（砂利・建設資材・ごみ等）は、絶対に捨てないでください。

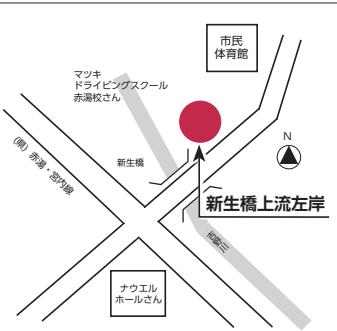
丸山・向山橋付近（宮内地内）

利用時間：
8時～17時15分



新生橋付近（三間通地内）

利用時間：
8時～17時15分



※雪捨て場利用者は上記図の矢印方向でお進みください。
交通規制は雪捨て場の利用者が対象となります。一般車両については、規制はございませんのでご注意ください。



除雪作業の順序

■除雪は生活に支障の多い道路から

交通量の多い主要幹線やバス路線、通勤・通学路等、生活に影響の大きい道路から順次行います。

■早朝除雪は午前3時30分から

午前3時30分頃から下記の順序で除雪作業を行いますが、雪の量や降り始める時間などにより遅れる場合がありますので、ご理解をお願いします。

■除雪作業順序表

区分	除雪路線
第1次路線	<ul style="list-style-type: none"> ①主要幹線道路 ②バス路線、通勤通学路線 ③公共施設関連路線 ④国・県道連絡路線
第2次路線	<ul style="list-style-type: none"> ①第1次路線の関連路線 ②防災施設への連絡路線 ③集落間の連絡路線
第3次路線 (私道など)	第1次、第2次路線以外の道路で必要性がある路線（市道以外の路線）



お願い

▷道路除雪後に残る各戸出入口に残った大きな塊は極力潰してまいりますが、各戸で雪の処理については対応をお願いします。

▷水路等への投雪は一度に大量に行うと溢水・冠水が発生しますので、時間をずらすなど計画的に投雪して下さい。また、投雪時に開けた側溝の蓋は、使用後すみやかに閉めて下さい。閉めなかった場合、歩行者の転落、転倒等重大事故につながるほか、除雪時の衝突、破損にも関連するので十分注意してください。

▷冬期間の路上駐車は除雪業務の妨げになりますので絶対に行わないでください。

▷地区内の一一致した要望などは、地区長を通してご連絡をお願いします。

◆市除雪センター（☎ 43-6376）

令和8年3月27日（金）までの
平日8時30分～17時15分

◆市建設課（☎ 40-3211）

平日上記の時間帯以外、土・日・祝日

